

総合地球環境学研究所予算・施設委員会規則

平成 28 年 4 月 1 日制 定

規則第 28 号

令和 6 年 4 月 1 日最終改正

(設置)

第 1 条 総合地球環境学研究所に、財務及び施設・設備に関する重要事項を審議するため総合地球環境学研究所予算・施設委員会（以下「委員会」という。）を置く。

(任務)

第 2 条 委員会は、次に掲げる事項について審議する。

- 一 予算に関するもののうち、所長から審議を依頼されたもの
- 二 予算執行上の重要事項のうち検討が必要なものに関するもの
- 三 施設の維持管理、有効活用及び施設整備に関するもの
- 四 防災管理及び消防計画に関するもの
- 五 その他予算または施設・設備に関するもの

(組織)

第 3 条 委員会は、次の各号に掲げる委員をもって組織する。

- 一 副所長のうち所長が指名した者
- 二 基盤研究部長
- 三 研究教育職員のうち所長が指名した者
- 四 管理部長
- 五 財務課長

(任期)

第 4 条 前条第 3 号に掲げる委員の任期は、2 年とし、再任を妨げない。

2 欠員が生じた場合の補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(委員長)

第 5 条 委員会に委員長を置き、委員のうちから互選する。

2 委員長は、委員会を招集し、その議長となる。

3 委員長に事故があるときは、あらかじめ委員長が指名する委員がその職務を代行する。

(議事)

- 第 6 条 委員会は、委員の過半数の出席がなければ議事を開き、議決することができない。
- 2 委員会の議事は、出席した委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、委員長の決するところによる。
- 3 委員会は、必要に応じて委員以外の者に出席を求め、意見を聴取することができる。

(庶務)

第 7 条 委員会の庶務は、財務課において処理する。

(その他)

第 8 条 この規則に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、委員会が定める。

附 則

- 1 この規則は、平成 28 年 4 月 1 日から施行する。
- 2 次に掲げる規則は、廃止する。
- 一 総合地球環境学研究所予算配分等検討委員会規則（平成 22 年 2 月 23 日制定）
 - 二 総合地球環境学研究所施設・防災委員会規則（平成 18 年 4 月 11 日制定）

附 則

この規則は、平成 29 年 6 月 13 日から施行し、平成 29 年 4 月 1 日から適用する。

附 則

この規則は、令和 3 年 9 月 14 日から施行し、令和 3 年 7 月 13 日から適用する。

附 則

この規則は、令和 4 年 3 月 8 日から施行する。

附 則

この規則は、令和 6 年 4 月 1 日から施行する。